

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 東邦車輛株式会社
法人番号： 1070001024734
住 所： 群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4120番地
- 指名停止措置期間： 令和7年11月28日から令和8年1月27日まで(2ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 全国
- 事実概要：

東邦車輛株式会社は、公正取引委員会により、令和7年9月24日、特定トレーラの販売価格に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

- 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である東邦車輛株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～4 略	略
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内
6～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 島 匠 志 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 日本トレクス株式会社
法人番号： 6180301010542
住 所： 愛知県豊川市伊奈町南山新田350番地
- 指名停止措置期間： 令和7年11月28日から令和8年1月27日まで(2ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 全国
- 事実概要：

日本トレクス株式会社は、公正取引委員会により、令和7年9月24日、特定トレーラの販売価格に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

- 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である日本トレクス株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～4 略	略
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内
6～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 島 匠 志 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)